工事等に係る最低制限価格制度について

砂川市では平成27年4月1日以降に告示、指名通知を行う工事と工事に係る業務(土木設計・土木測量・地質調査・建築設計)について最低制限価格制度を導入しています。

★最低制限価格制度とは?

あらかじめ定めた率によって最低制限価格を設定し、それより低い入札額である場合は落札者としない方式。つまり、最低制限価格以上予定価格以下までの範囲で、最低の 入札額の者が落札する制度です。

- ●対象工事など(下記金額以上であっても、随意契約の場合は対象となりません) 130万円を超える建設工事 50万円を超える工事に係る業務(土木設計・土木測量・地質調査・建築設計)
- 最低制限価格の設定基準

工事

予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で次に掲げる額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た額

- ① 直接工事費の額に 10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に 10分の5.5を乗じて得た額

土木設計

予定価格の 10 分の6から 10 分の8までの範囲内で次に掲げる額の合計に 100 分の 110 を乗じ得た額

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に 10分の4.8を乗じて得た額

土木測量

予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8.2 までの範囲内で次に掲げる額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た額

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の48を乗じて得た額

地質調査

予定価格の3分の2から 10 分の 8.5 までの範囲内で次に掲げる額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た額

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に 10 分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

建築設計

予定価格の 10 分の6から 10 分の8までの範囲内で次に掲げる額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た額

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に 10 分の6を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

●端数処理について

上記の工事、業務ごとの合計額を1円未満切捨てし、100分の110を乗じて得た額を1円未満切捨てします。

※①~④それぞれの端数処理はしません。

●注意事項

- 最低制限価格の算定は、消費税相当額の 100 分の 110 を乗じて得た額が基準価格となりますが、入札書には、これまで同様、消費税を除いた額のみ記載してください。
- 1回目の入札で落札が決定せず、2回目の入札を行う場合において、1回目の入札で 最低制限価格を下回った者は、2回目以降の入札に参加することができません。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

総務部総務課契約管財係

☎54-2121 内線312

keiyaku@city.sunagawa.lg.ip